

群馬県障害者虐待防止・差別解消ネットワーク会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待発見後の迅速な対応と適切な支援体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、群馬県障害者虐待防止・差別解消ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する次の事項を所掌する。

- (1) 関係機関との広域的な協力体制の整備及び連携の促進に関すること
- (2) 啓発活動の推進に関すること
- (3) 相談にかかる事例の集積を通じた情報の共有及び提供
- (4) その他障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消のため必要となる事項

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、会長及び委員で構成する。

2 会長は、県健康福祉部障害政策課長とする。

3 委員は、別表に掲げる組織の長が推薦する者とする。

4 会長に事故のあるときは、ネットワーク会議の構成員のうちから会長が指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じ会議を開催する。

2 会長は、必要があると認めるときは、ネットワーク会議に構成員以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 ネットワーク会議の事務局は、群馬県健康福祉部障害政策課（群馬県障害者権利擁護センター）に置く。

(秘密保持義務)

第6条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営等に関し必要な事項は、ネットワーク会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成24年 6月27日から施行する。

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月28日から施行する。

別表

No.	分野	団体・所属
1	福祉	群馬県社会福祉協議会障害福祉部会 身体障害福祉分科会
2	福祉	群馬県知的障害者福祉協会
3	福祉	群馬県精神障害者社会復帰協議会
4	福祉	群馬県手をつなぐ育成会
5	福祉	群馬県民生委員児童委員協議会
6	福祉	群馬県相談支援専門員協会
7	福祉	群馬県社会福祉協議会
8	福祉	群馬県社会福祉士会
9	福祉	群馬県身体障害者福祉団体連合会
10	司法	群馬弁護士会
11	司法	群馬司法書士会
12	警察	県警察本部
13	医療	群馬県医師会
14	労働	厚生労働省群馬労働局
15	労働	群馬県社会保険労務士会
16	人権	前橋地方法務局人権擁護課
17	人権	群馬県人権擁護委員連合会
18	市町村	前橋市障害福祉課
19	市町村	高崎市障害福祉課
20	市町村	県内市町村（※H27年度から渋川市）
21	福祉	県健康福祉部障害政策課
22	福祉	県健康福祉部監査指導課
23	福祉	県心身障害者福祉センター
24	福祉	県こころの健康センター
25	労働	県産業経済部労働政策課
26	労働	群馬県経営者協会
27	人権	人権男女・多文化共生課
28	教育	県教育委員会事務局特別支援教育課